



●黒埼商工会『臨時総会』の開催について(臨時総会議案書を同封しております)

令和3年度から3年以上にわたり検討・協議を続けてまいりました西区内3商工会の合併について、下記のとおり「臨時総会」を開催します。会員の皆様のご出席をお願いいたします。

- ・ 日 時 令和6年11月18日(月)午後4時～
- ・ 会 場 黒埼商工会館
- ・ 議 題 (1) 合併及び合併契約書の承認について、(2) 設立委員の選任について

○ 出欠ハガキ兼委任状の提出・・・11月5日(火)〆切

臨時総会出欠ハガキをご提出ください。欠席の場合は委任状になりますので、必ずご提出ください。
(出欠ハガキは10月4日に郵送しました。まだご提出していない方はご提出願います。)

○ 臨時総会議案書の同封について

臨時総会議案書をこの会報に同封しましたのでご覧ください。臨時総会にご出席の際はご持参願います。

※懇親会を午後5時頃から西区木場「勇吉」で開催いたします。負担金は4千円です。ぜひご参加ください。

●商工貯蓄共済加入推進について(10、11月の加入がお得です!!)

商工貯蓄共済は、万が一の場合に備え、低額な掛金で死亡共済金に加え、それまでの掛金に利息を含めた積立金を受取ることができる共済です。資金の蓄積・融資の斡旋・生命事故の保障が三位一体となっている制度です。

黒埼商工会では10月、11月を商工貯蓄共済の加入推進月間としております。この機会に是非ご加入いただきますようお願いいたします。

<推進月間加入特典>

10、11月に新規加入・増口いただいた加入者には、1口につき2,000円分の黒埼商工会商品券を贈呈します!

※黒埼商工会商品券は、黒埼商工会員の取扱店で使用できる商品券です。

<プレ合併記念特典>

人間ドック・健康診断受診の際、貯共1口につき500円の助成を1,000円に増額して助成します!

(受診機関問わず・他助成金と併用可)

その他、加入のメリット多数ございます。詳細につきましては、同封の「商工貯蓄共済加入のお勧め!」でご案内しておりますので、ご覧ください。

●黒埼商工会 会員大募集!!

開業したい方や開業したばかりで決算書や確定申告のつけ方・帳簿のつけ方がわからない方、また従業員の労働保険について相談したい方など、経営についてお困りの方がお知り合いにいませんか?いらっしゃいましたら、黒埼商工会までご連絡ください。商工会について、役職員が相談・説明に伺います。

商工会では、より多くの方々に商工会の事業を活用いただいたり、会員の皆様同士が交流する場としていただいたりと経営に役立てていただければと考えています。

※会員募集チラシを先月の10月号に同封させていただいておりますので、是非ご覧ください。

- 経営指導員などによる経営指導
- 専門家によるアドバイス・指導
- 商工会員のための福利厚生事業



様々な面から経営をサポート!

商工会を活用しましょう!



●新潟市西区内(黒埼・赤塚・新潟西)景況調査報告書<令和6年上期>の掲載について

新潟市西区内商工会(黒埼・赤塚・新潟西)では、地区内の小規模事業者等を対象に景況調査を年2回実施しています。

令和6年度上期の調査報告書を黒埼商工会のHPIに掲載しておりますので、ご確認ください。

裏面もご覧ください

●無料法律相談のごあんない(事前予約制)

法律関係の悩み事はありませんか？(利息の過払い請求・事業承継・従業員との労働契約に関するトラブルなど)弁護士をお招きして法律の相談会を実施します。ご希望の方は事前に商工会にお申込みください。

【開催日時】 11月8日(金)10:00~12:00 ※相談時間は1組30分まで

【会 場】 黒埼商工会館

【相 談 員】 奈良橋 隆 弁護士

●一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を ~ひとりでも 働く職場に 労働保険~

労働者(パート、アルバイト等を含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ労働保険の成立手続を行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で成立手続きをとられるようお願いいたします。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。(商工会でも加入手続きができますのでご相談ください。)

(問い合わせ先) 新潟労働局総務部 労働保険徴収課(電話025-288-3502)

又は、お近くの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)

●年末調整についてのお知らせ(国税庁)

○令和6年分の年末調整は定額減税に関する事務を行う必要があります！！。

→定額減税の詳細については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

○源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「リーフレット」を送付しています。

○源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「年末調整計算シート」(Excel)をご利用いただくと効率的に行うことができます。→ 国税庁のHPよりダウンロードすることができます。

※パンフレット等については国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」に掲載されていますので、そちらをご確認ください。

●新規会員のご紹介

事業所名	業 種	所在地
糸権商店	製造業	大野町
株式会社 桜井商店	小売業	大野町



NICO を 活用してみませんか

まずは総合相談窓口まで
お気軽にお問い合わせください。

NICO 総合相談窓口

☎ 025-384-0654

営業時間9:00~17:30(土日祝・年末年始除く)

✉ info@nico.or.jp

https://www.nico.or.jp/

